

児童福祉施設設置基準

	根拠基準	施設設備	備 考
児童養護施設	福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例	居室(1室4人以下、1人4.95㎡以上、年齢等に応じ男女別)、相談室、調理室、浴室、便所(男女別)、医務室、静養室 等	
乳児院		寝室(1人2.47㎡以上)、観察室(1人1.65㎡以上)、診察室、病室、ほふく室、相談室、調理室、浴室、便所	
母子生活支援施設		母子室(1世帯1室以上、面積30㎡以上、調理場、浴室、便所を設ける)、集会室、学習室、相談室	
福祉型障がい児入所施設 (主として知的障がい児を入所させる施設)		居室(1室4人以下、1人4.95㎡以上、年齢等に応じ男女別)※乳幼児のみの場合は6人以下、1人3.3㎡以上、調理室、浴室、便所(男女別)、医務室(定員30人以上)、静養室、職業指導に必要な設備(児童の年齢、適性等に応じ)	H23.6.17以前から引き続き存する施設については、当分の間、居室(1室15人以下、1人3.3㎡以上)とする。
福祉型障がい児入所施設 (主として盲児を入所させる施設)		居室(1室4人以下、1人4.95㎡以上、年齢等に応じ男女別)※乳幼児のみの場合は6人以下、1人3.3㎡以上、調理室、浴室、便所(男女別)、医務室(定員30人以上)、静養室(定員30人以上)、遊戯室、支援室、職業指導に必要な設備、音楽に関する設備、浴室及び便所の手すり、特殊表示等身体の機能の不自由を助ける設備、階段の傾斜は緩やかに	H23.6.17以前から引き続き存する施設については、当分の間、居室(1室15人以下、1人3.3㎡以上)とする。
福祉型障がい児入所施設 (主としてろうあ児を入所させる施設)		居室(1室4人以下、1人4.95㎡以上、年齢等に応じ男女別)※乳幼児のみの場合は6人以下、1人3.3㎡以上、調理室、浴室、便所(男女別)、医務室(定員30人以上)、静養室(定員30人以上)、遊戯室、支援室、職業指導に必要な設備、映像に関する設備	H23.6.17以前から引き続き存する施設については、当分の間、居室(1室15人以下、1人3.3㎡以上)とする。
福祉型障がい児入所施設 (主として肢体不自由児を入所させる施設)		居室(1室4人以下、1人4.95㎡以上、年齢等に応じ男女別)※乳幼児のみの場合は6人以下、1人3.3㎡以上、調理室、浴室、便所(男女別)、医務室、静養室、支援室、屋外遊戯場、浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備、階段の傾斜は緩やかに	H23.6.17以前から引き続き存する施設については、当分の間、居室について、1室4人以下、1人4.95㎡以上、※乳幼児のみの場合は6人以下、1人3.3㎡以上とする基準は適用しない。
医療型障がい児入所施設 (主として自閉症児を入所させる施設)		病院として必要とされる設備、支援室、浴室、静養室	
医療型障がい児入所施設 (主として肢体不自由児を入所させる施設)		病院として必要とされる設備、支援室、浴室、屋外遊戯場、ギブス室、特殊手工芸等の作業を指導するのに必要な設備、義肢装具を制作する設備(又は他の適当な設備)、浴室及び便所の手すり等身体機能の不自由を助ける設備、階段の傾斜は緩やかに	

	根拠基準	施設設備	備 考
児童発達支援センター	福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例	発達支援室(定員は、おおむね10人、1人につき2.47㎡以上)、遊戯室(1人につき1.65㎡以上)、屋外遊戯場、医務室、静養室、相談室、調理室、便所、指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品	R6.4.1付の児童発達支援センターが一元化に伴い 左記の基準に一元化
児童発達支援センター (旧主として難聴児を通所させる施設)		発達支援室、遊戯室、屋外遊戯場、医務室、聴力検査室、相談室、調理室、便所、指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品	R6.4.1付で現に指定を受けている施設は、 当分の間、旧基準によることができる
児童発達支援センター (旧主として重症心身障がい児を通所させる施設)		発達支援室、遊戯室、屋外遊戯場、医務室、相談室、調理室、便所、その他指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品 ※遊戯室、屋外遊戯場、医務室、相談室については設けないことができる。	R6.4.1付で現に指定を受けている施設は、 当分の間、旧基準によることができる
旧医療型児童発達支援センター		医療法に規定する診療所として必要な設備、発達支援室、屋外訓練場、相談室、調理室、浴室及び便所には手すり等身体の機能の不自由を助ける設備、階段の傾斜は緩やかに	R6.4.1付で現に指定を受けている施設は、 当分の間、旧基準によることができる
保育所		乳児室(0、1歳児1人3.3㎡以上)又はほふく室(0、1歳児1人3.3㎡以上)、保育室又は遊戯室(2歳以上児1人1.98㎡以上)、医務室、調理室、便所、屋外遊戯場(2歳以上児1人3.3㎡以上)、保育に必要な用具、転落防止設備、非常警報器具又は非常警報設備 等	
幼保連携型認定こども園	福岡市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例	乳児室(0、1歳児1人3.3㎡以上)又はほふく室(0、1歳児1人3.3㎡以上)、保育室又は遊戯室(2歳以上児1人1.98㎡以上)、職員室、医務室(職員室と兼用可)、調理室、便所、飲料用設備、手洗用設備及び足洗用設備、教育・保育等に必要な用具・教具、転落防止設備、非常警報器具又は非常警報設備 等 ※ 園舎 1学級の場合：180㎡ + 必要な乳児室等の総面積 2学級以上の場合：320 + 100×(学級数-2) ㎡ + 必要な乳児室等の総面積 ※ 園庭(以下の①, ②の合計面積) ①ア, イのうちで大きい面積 ア 2学級以下の場合：330 + 30×(学級数-1) ㎡ 3学級以上の場合：400 + 80×(学級数-3) ㎡ イ 満3歳児以上の園児数 × 3.3㎡ ②満2歳児以上満3歳児未満の園児数 × 3.3㎡) ※保育所からの移行に伴う特例措置(=保育所の基準に同じ) 園舎 必要な乳児室等の総面積 園庭 満2歳以上の園児数 × 3.3㎡	H27.4新制度施行に伴う特例措置あり。